

入 札 説 明 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部中小企業大学校関西校（以下「機構」という。）の「平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟F C U洗浄業務」に係る入札公告の入札については、関係法令並びに中小企業基盤整備機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下「要領」という。）並びに中小企業基盤整備機構競争契約入札心得の該当事項（以下「入札心得」という。）に基づくもののほか、下記に定めるところによるので、熟覧のうえ入札すること。

記

1. 調達内容

- (1) 件 名 「平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟F C U洗浄業務」
- (2) 調達の特質等 入札説明書、請負要領（設計図面含む）による。
- (3) 調達の目的 本業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部中小企業大学校関西校の宿泊棟に設置しているF C U（ファンコイルユニット）78台について、請負要領に基づき洗浄作業を行い、機能保全を図ることを目的とする。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成31年2月8日まで
- (5) 履行場所 独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部
中小企業大学校関西校（兵庫県神崎郡福崎町高岡1929）
- (6) 入札方法 入札金額は、請負金額の総額とし、入札書に記載された入札金額に当該金額8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下「要領」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。 ※要領については、中小機構Webサイト
(<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>) を参照。
- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。 ※規程については、中小機構Webサイト
(<http://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>) を参照。
- (3) 入札公告日現在において、官公庁からの指名停止及び法令違反等により行政当局から業務停止処分を受けていない者であること。
- (4) 中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格審査において、「役務の提供等(3309)建物管理等各種保守管理」の業種区分に登録された者であること。等級は問わない。なお、資格申請が未済の者で新たに「中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格審査」を得ようとする者にあつては、下記の申請場所に必要書類を添えて申請すること。
 - ①申請場所
〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929
独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校業務課
電話：0790-22-5960 FAX：0790-22-5941
 - ②申請書類
イ 中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格審査申請書（物品製造等）
ロ 営業経歴書
ハ 登記簿謄本（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
ニ 財務諸表類
ホ 国税納税証明書
ヘ 参加資格認定通知書返信用封筒（長3封筒、切手貼付のこと）

ト 各種証明書の写し（詳細については同資格審査提出要領を参考のこと）

③書類の作成に用いる言語

申請書類（以下、「書類」という。）は、日本語で作成すること。なお、書類において外国語で記載のものには日本語の訳文を付記又は添付すること。

④書類の作成及び提出方法

イ 書類は、申請場所へ持参すること。ただし、郵送も可とする。

ロ 書類は、A4判フラットファイル（青色）に必ず綴じること。なお、ファイルの表紙及び背表紙に会社名等を記載すること。

ハ 書類は、中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格審査提出要領に基づき作成すること。

⑤書類の入手方法

上記①に申し出ること。または、中小機構Webサイト

(<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html>) から入手ができます。

⑥申請期限

平成30年9月19日（水）17時00分まで

また、全省庁統一資格において、主たる事業の種類「役務の提供等：建物管理等各種保守管理」で資格を有する者はその資格をもってこの競争に参加できるものとし、その場合の等級は問わない。

(5) 入札説明書等の交付を受けた者であること。

(6) 入札説明書において必要とする資格要件がある場合、それを期日までに証明した者であること。

3. 事前視察

(1) 本件入札に関して、以下のとおり事前視察を受け入れる。事前視察を希望する者は、中小企業大学校関西校（担当：英（はなふさ）、電話：0790-22-5960、FAX：0790-22-5941）へ視察希望日時、会社名、参加者氏名、役職、連絡先を連絡すること。（様式は任意）

(2) 事前視察の日程は、平成30年8月31日（金）から平成30年9月19日（水）までの平日9時30分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの時間を除く）とする。

4. 競争参加資格証明書類の提出方法及び場所等

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに以下の書類を提出すること。期限までに提出がなかった者は、この入札に参加することができない。なお、提出方法は持参または郵送とする。

・ 中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格決定通知書の写し

※全省庁統一資格において当該資格を有する者は、結果通知書の写し

〔提出期限及び場所〕

平成30年9月25日（火）17時00分まで

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校業務課

電話：0790-22-5960 FAX：0790-22-5941

5. 入札書の提出方法及び場所等

この入札の入札書は直接提出のみとし、入札者（代表権限もしくは契約権限のある者）は、次により入札書を提出しなければならない。入札者が提出できない場合については、代理人（次項参照）により提出することができる。なお、提出物については返却しないものとし、書類作成に要する費用は入札者の負担とする。

(1) 入札書

様式：機構の指定する別紙(3)〔記入例〕の入札書（A4縦）とする。

(2) 入札書は別紙(4)封筒記入例を参照の上封入、封緘し、入札件名、会社名、担当者名、連絡先を表記すること。

(3) 提出場所

下記(4)のとおりとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月26日(水) 14時00分

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校 第2会議室

6. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。入札者は、代理人をして立ち合わせるとき及び入札をさせるときは、その委任状〔記入例 別紙(2)〕を提出させなければならない。委任状の代表者印については、記入例のとおり当機構へ競争参加資格申請を行った際に登録した使用印鑑届印によるものとし、複委任状、使用印鑑変更届等の提出のない異なる代表者印等で押印されたものについては、その委任状、入札書が全て無効(失格)となるので注意すること。

7. 落札者の決定方法

- (1) 機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
なお、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は、再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。
- (4) 入札金額については、本書並びに入札公告において月額としている。開札後、指定した単位以外の金額表記がなされていると判明した場合は、理由の如何を問わず、当該入札書は無効とする。また、入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合、当該入札者は本件入札を含めて一定期間競争入札等への参加を認めないことがある。
- (5) 落札者が契約締結を辞退することとなった場合は、その理由の如何を問わず、本件の再度入札に参加することはできない。また、契約事務取扱要領第3条及び競争参加資格停止措置要領に基づき、当該落札・辞退者は一定期間一般競争入札等への参加を認めないことがある。

8. 入札保証金及び契約保証金

免除

9. 契約書の作成

契約書は、別紙条文案により2通作成し、双方各1通を保有する。

10. 支払い方法

請負者は、業務完了時に機構の検収を受け合格した後、契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した額)に基づき請求書を作成し、下記11.に示す契約担当者あて請求書を送付するもの

とし、気候は請求書を受領して30日以内に指定の口座に支払うものとする。

11. 契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校

分任契約担当役 校長 山中 和彦

12. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札心得

入札心得については、機構 Web サイト「入札・契約情報/発注予定工事・契約関係書類/契約関係」の頁（アドレス）<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/order/index.html> に掲載されているので適宜参照すること。入札心得に記載されている事項については、この入札説明書において必要とされる事項を各項において標記しているが、この説明書を補完する条文は、第2（公正な入札の確保）、第2の2（談合等不正行為があった場合の違約金等）、第3（入札の取り止め等）、第5（入札書の引換え等の禁止）、第6（入札の無効）であり、このほか本入札に適合しない項目及び様式等については、本説明書によるものとする。

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（該当部分抜粋）

（公正な入札の確保）

第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第2の2 第8に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。

一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 契約に関し、落札者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。

3 第1項に規定された条項は履行後も有効となります。

（入札の取り止め等）

第3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

（入札書の引換え等の禁止）

第5 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

（入札の無効）

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札

二 記名又は押印のいずれかを欠く入札

三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札

四 入札に参加することができない者がした入札

五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札

六 2通以上の入札書をもってした入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- 九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
- 十 機能証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札
- 十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

14. その他

- (1) 今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 入札説明書、請負要領(設計図面含む)は、本入札終了後、ただちに返却すること。なお、開札日以前にこの入札を辞退、もしくは資格なしとされた者にあつては別紙(5)入札辞退届兼書類返却届とともに機構あてに返却すること。(郵送でも可、但し返却に関する費用は負担しない。)また、入札を辞退する者にあつては、その理由について辞退届の設問回答項目により記載すること。

- (3) この調達に関する照会先

入札説明書(この入札説明書における書式等の作成方法を除く)、請負要領(設計図面含む)の中で質疑等がある場合には、別紙(1)[記入例]の質問書(A4縦)を作成し、平成30年9月20日(木)17時までに、下記提出先に持参のうえ、又はFAXにて提出すること。また、FAX送信後に必ず下記提出先あて電話にて送信の確認をすること。

(注) 上記時刻までに質問書の提出が無い場合は質問なしとみなし、提出期限後は入札説明書(この入札説明書における書式等の作成方法を除く)、請負要領(設計図面含む)の不明を理由として異議を申し立てることができない。

提出先：独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校業務課
電話：0790-22-5960 FAX：0790-22-5941

回答については、平成30年9月25日(火)14時から16時に、入札説明書等の交付を受けた全ての者に対し、FAXにて回答する。なお、質問がない場合は省略する。

- (4) 不当介入の通報等

- ① 落札者は、本契約を履行する上で暴力団員等反社会的勢力による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当機構に報告すること。
- ③ 不当介入を受けたことにより履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、当機構と協議を行うこと。

- (5) 契約情報の公表について

この入札に係る契約情報等については、当機構のホームページ上で公表する。

(参考) 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（以下「役員経験者」という。）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（以下「課長相当職以上経験者」という。）が役員、顧問等として再就職していること

②直近の会計年度における当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（以下「当機構OB」という。）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
「3分の1以上2分の1未満」、「2分の1以上3分の2未満」、「3分の2以上」

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

契約締結時点で上記（1）の条件のいずれにも該当する場合は、契約担当者まで以下の情報の提供をお願いいたします。

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※公表対象となる可能性がある契約先の皆さまには別途担当者から情報提供の依頼をさせていただくことがあります。

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

5. 問い合わせ・連絡先

（独）中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校業務課 電話：0790-22-5960

【参考：要領等】

中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（粋）

平成 16 年 9 月 3 日
要領 16 第 29 号
改正 要領 17 第 49 号
改正 要領 17 第 67 号
改正 要領 20 第 51 号
改正 要領 22 第 49 号
改正 要領 25 第 3 号

（一般競争に参加させることができない者）

第 2 条 契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第 30 条の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を参加させることができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 3 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号の一に該当し一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

契約事務取扱要領全文は当機構 HP 契約情報『契約の方法に関する定め』に掲載
<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>

中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（粹）

平成 23 年 3 月 1 日
規程 22 第 37 号
改正 規程 23 第 69 号

（定義）

第 2 条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

記入例

別紙(1)

平成 年 月 日
※(質問書提出日を記入する)

質 問 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構
近畿本部 中小企業大学校関西校
分任契約担当役
校長 山中 和彦 殿

※必ず代表者によるものとし、競争参加資格申請時に提出した使用印鑑届印を押印すること。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
会社名 株式会社 中小商事 印
代表者名 代表取締役 関西 太郎

印

「平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟FCU洗浄業務」

に関する質問書を提出します。

※質問事項が多岐に渡る場合、別紙のとおりと記載し、別紙添付のうえ提出することで構わない。

質問事項 ①

.....

②

.....

③

.....

記入例
別紙(2)

委 任 状

この委任状の提出後、初度入札より入札に係る手続は全て委任状記載の代理人氏名並びに使用印鑑により行うため、代理人は使用印鑑を入札会場に持参すること。使用印鑑届印にて応札の場合代理人相違となるので注意。

私は、関西 次郎 を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部中小企業
大学校関西校の発注する「平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟FCU洗浄業務」に関し、下記の
権限を委任します。

記

1. 入札（見積り）に関する事
 2. 開札の立会いに関する事
- その他、委任事項を記入する。

代理人 使用印鑑	関西
-------------	----

平成30年9月26日

※必ず代表者によるものとし、
競争参加資格申請時に提出済の
使用印鑑届印を押印する。

住所	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
会社名	株式会社中小商事 印
代表者名	代表取締役 関西 太郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構
近畿本部 中小企業大学校関西校
分任契約担当役
校長 山中 和彦 殿

※委任状は初度入札書に同封しないこと！

記入例

別紙(3)

入 札 書

金. _____ 円也

(消費税抜きの金額を記載)

本入札においては、税抜き、円(整数)止めとする。
入札書記載金額の訂正は使用印鑑をしても認めない。
入札心得第6条一により入札書が無効となるので注意。

(入札件名)「平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟FCU洗浄業務」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成30年9月26日

住 所 ※業者登録に記載の会社住所、会社名を記入
(社印不要)

会社名 株式会社中小商事

代理人氏名 関西次郎

関
西

代理人による入札書は、初度入札より委任状に記載した代理人氏名並びに押印した代理人使用印鑑を押印すること。
印または代理人氏名のどちらかを欠く入札書は入札金額の如何を問わず無効とする。

独立行政法人中小企業基盤整備機構
近畿本部 中小企業大学校関西校
分任契約担当役
校長 山中 和彦 殿

入札金額は、請負金額の総額とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。これによらない金額を記載した場合、入札書は無効とする。

封筒記入例

表

裏

<p>件名 平成30年度中小企業大学校関西校宿泊棟FCU洗浄業務」</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 中小企業大学校関西校 分任契約担当役 校長 山中 和彦 殿</p> <p>に係る入札書</p>	<p>封 緘</p> <p>住 所</p> <p>会 社 名</p> <p>代 理 人 氏 名</p>
<p>初度入札は入札箱に入札書を封入、封緘した入札書を投函すること。 封筒様式は表記の内容を記載していれば任意サイズで構わない。 また、封緘印についても代理人印、社判、封緘印のいずれでも構わない。 ※委任状を同封しないこと！！</p>	

